



令和5年2月

農業委員会議事録

飯山市農業委員会



日 時 令和5年2月24日(金) 午後13時30分開会
場 所 飯山市役所 4階 全員協議会室

出席及び欠席者 別紙のとおり

議事録署名委員 議席番号 4番 小野澤 純夫 委員
議席番号 6番 増山 正一 委員

農地議案審議 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第3号 農用地利用集積計画の決定について
報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理に
ついて



別紙

出欠	議席 番号	氏名	住所	備考
出席	1	飛澤正志	飯山市大字飯山 2566 番地 1	
欠席	2	高橋政宏	飯山市大字飯山 3019 番地	
出席	3	高澤富士子	飯山市大字飯山 11492 番地 224	
出席	4	小野沢純夫	飯山市大字下木島 493 番地 3	
出席	5	栗林俊男	飯山市大字吉 410 番地 1	
出席	6	増山正一	飯山市大字瑞穂豊 1641 番地 1	
出席	7	小林喜代春	飯山市大字瑞穂 94 番地	
出席	8	清水勝	飯山市大字旭 4873 番地	
出席	9	春日孝利	飯山市大字緑 1358 番地	
出席	10	中原義行	飯山市大字常盤 3491 番地	
出席	11	沼田浩子	飯山市大字照里 437 番地	
出席	12	佐藤弘子	飯山市大字常盤 5632 番地 1	
出席	13	石田慶子	飯山市大字照里 954 番地 1	
出席	14	足立久子	飯山市大字常盤 5657 番地 1	
出席	15	小林嘉之	飯山市大字常郷 2996 番地	
出席	16	酒井智恵子	飯山市大字豊田 395 番地	
出席	17	齊藤正人	飯山市大字一山 187 番地 3	
出席	18	廣瀬公一	飯山市大字照岡 3591 番地	
出席	19	清水敏明	飯山市大字旭 734 番地 1	
出席	20	松永晋一	飯山市大字蓮 2743 番地	



事務局長	大変お疲れ様です。ただいまより2月の農業委員会総会を始めさせていただきます。会長挨拶。松永会長お願いいたします。
会 長	大変ご苦労様でございます。おとといまとまった雪が降ったわけですが昨日また暖かくなったということで、今になりますと陽が出ると雪解けが早くなるということでございます。また雪の下から水仙の芽も見え始め、春の訪れを感じてきております。今日24日はロシアがウクライナを侵攻してちょうど1年ということで、マスコミ等で大々的に報道されています。農業新聞にも出ておりましたが、その影響によりまして20年からひっ迫して、肥料とエサは1.5倍、重油は1.3倍です。原油価格も侵攻当時は130ドルだったわけですが、今は72, 73ドルということで落ち着いてきてはいますが、またこれからロシアの動きでどうなるかわからないというような状況です。コロナウィルスの関係につきましては、ご存じのようにだいぶ減ってきています。まだ出ていますが、国の方では普通の感染症の扱いにし、元の形に戻った経済活動を進めたいということです。今まで3年間農業委員会の活動などもなかなかできずにいましたが、これから新年度からは、正常な形の活動をしていかなければならないだろうと思います。地域計画の策定もあと2年間でやるという宿題もあるわけですが、また今までにも増して忙しくなると思いますので、それぞれ健康に留意しながら活動をしていただきたいと思います。それでは今日はこのあと新年度の各委員会の活動計画を練っていきますが、そのへんも頭に入れながら計画を立てていただきたいと思います。
議 長	事務局より経過報告をお願いします。
事務局	【事務局より資料に基づき経過報告】
議 長	事務局より欠席委員の報告をお願いします。
事務局	欠席は高橋委員です。
議 長	議事録署名委員の指名を行います。 飯山市農業委員会会議規則第8条第1項に規定する議事録署名委員ですが、こちらから指名させていただきます。 それでは、議席番号4番 小野沢委員さん、6番 増山委員さんをお願いいたします。 これより、農地議案審議に入ります。 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」 事務局より議案の朗読と説明をお願いします。
事務局	今月の農地法第3条の許可申請は3件です。



	<p>議案第1号について、受付番号57番から59番は所有権の移転に関する件です。</p> <p>【 所有権移転 受付番号57番～59番 議案書をもとに朗読と説明 】</p> <p>ご審議をお願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました それでは、担当地区の委員さんから補足をお願いします。 57番58番の補足説明をお願いします。</p>
<p>15番</p>	<p>譲渡人の〇〇さんは、以前北条に住まわれていましたが、上田市に転出されました。所有していた田は、知り合いの人に作ってもらっていました。その人も高齢になり返されたということで、〇〇さんに相談されたそうです。〇〇さんも69才になり規模縮小していかなければならないということで、〇〇さんに話をしたら今回のように購入するということがまとまったそうです。58番の農地は今作付けをしていないのですが、条件が良いということで〇〇さんも活用していきたいと話しています。問題はないと思います。</p>
<p>議 長</p>	<p>59番補足説明をお願いします。</p>
<p>7番</p>	<p>この田は、〇〇さんのお父さんにずっと耕作をしてもらっていて、以前にどうにか買ってもらえないかという話もありましたが、〇〇さんが直接〇〇さんと話をされまして、無償で売買することになりました。〇〇さんは農業委員を務めていたこともありますので、特に問題はないと思います。</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは推進委員の皆さんご意見ご質問等ありましたらお願いします。 他にご意見ご質問ありましたらお願いします。 ないようですので採決をとります。原案のとおり賛成の方は挙手願います。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>全員賛成ですので、議案第1号は原案のとおり決定といたします。</p> <p>次に議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」事務局より議案の朗読と説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>農地法第5条の許可申請は1件。 【受付番号 18番 議案書をもとに朗読と説明】</p>



議長	<p>ありがとうございました。 18番の補足説明をお願いします。</p>
19番	<p>現在畑として耕起だけ咲いている状態です。〇〇さんは四ツ屋の団地に住んでいます。本人としては説明にあったとおり、面積は広いのですが残りの分については家庭菜園として利用していきたいとしています。現在農地として作付けは十分可能ですので、引き続き荒らさないようにお願いをしました。</p>
議長	<p>ご意見ご質問がありましたらお願いします。 ないようですので採決をいたします。 議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第2号は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p>
事務局	<p>次に議案第3号「農用地利用集積計画の決定について」事務局より説明をお願いします。</p> <p>【 貸借 (中間管理) 受付番号 87番～154番 貸借 (経営基盤法) 受付番号 155番～174番 所有権移転 (経営基盤法) 受付番号 175番 議案書をもとに朗読と説明】</p> <p>以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 ご意見ご質問等がありましたらお願いします。</p>
11番	<p>〇〇さんが借りる場所は利用目的がソルガムになっていますが、初めは玉ねぎで借りたのですよね。その後の耕作の様子などみてみますと、今ほとんど耕作されているものがなく、廃おが置き場になっていて、前の農業委員の人が紛糾して怒っていらしたのですが、秋に行った時には水害のあとだったので農道から何まですごい状態になっていました。このままの状態が続くようであれば問題になるのではないかと思います。皆さんの意見をお聞きしようと思います。</p>



議長	他にご意見はありますか？
16番	いろいろ過去のこととか、わからないことがあったりして、初めて作るソルガムのことを私自身興味がありましたので、いろいろ勉強しました。ソルガムはあまり手がかからず、植えといて草刈りするくらいです。本当にソルガムをやってもらえるのであれば、とてもいいなという感じです。やるかやらないはわかりませんが。
11番	ソルガムはその畑でできるかどうか、収穫してどういう風に販売するのかというような話が聞けるといいのですが。
12番	ほとんどが私たち小沼の住民の土地です。自分たちでは耕作できないのが現状です。最初はトウモロコシや玉ねぎを作ったりしました。その時はよかったですと思いました。そのあと、確かに上の方から穴を掘って廃おがを入れてそこに作物を作るといことで、段々下へいって、正直最近荒れています。菜の花を作っているところもありますし、〇〇さんが種をまいてくれている場所もあります。実際は小沼の人たちが自分たちでソルガムを作ることができるといいのですが、自分たちでできないので、畑を起こしてさえくれればいいという感じです。追及しきれない部分があるのが現状です。せっかく菜の花の畑にしても、水害になってしまって。水害になるたびに気落ちしてしまって、あの場所は耕作ができない。と、なってしまう。何かよい方法があれば教えていただいて、〇〇さんとうまくやっていかれたらいいと思います。
議長	現状は起こしているのですか？
12番	毎年全部起こしているわけではないですが、いつも重機は置いてあります。道になっていないところほど草が生えています。本当は菜の花を全部蒔くことができればいいと思いますが。
議長	なかなか悩ましいですね。
11番	だからといって返されても困ります。
18番	先日秋津にある〇〇さんのハウスを見に行きました。ソルガムをキノコの培地としてやり始めているという話をしまして、中野市の千曲川の河川敷で作り始めているとのことでした。まだまだ技術的に完成させるには難しいと話をされていました。すぐには無理でも、いずれは大きい面積が必要になるのかなど。ソルガム自体は風よけみたいにかなり背が高くなるので、茎と葉を使ってキノコの培地の増やしですね。”実”はどうするのかは聞かなかったのですが。



事務局	情報委員会で〇〇さんのハウスを見学しました。〇〇さんですが、今年から本格的にソルガムの栽培をしたい意向があって、信濃町でも農地を探していたようです。コーンコブの代わりに使うということで、ソルガムが大きくなったら刈り取って乾燥させて使用したり、生のままで使用したりと、現在研究をしているとのこと。信大の農学部の方が勧められていることあって、色々教えてもらいながらやっているそうです。農協からの依頼もあったようです。今注目されています。
16番	実は刈り取りしてくださるようで、2022年度の成果報告があります。資料をいただいてきました。種もそこで買って栽培して、実はいくらで出ているということも。手もかからないし、遊休地や中山間地でやってもいいからということで。本当にソルガムを栽培してくれるならいいなと思います。
11番	水が入らなければいいですが、そこは水が入りますからね。よそにも農地を借りるような話なので。ようは、管理さえしてもらえばいいですね。皆さん手が足りなくて借りてもらってれば助かるわけですから。管理不足だと困るので、その辺は契約の際に話をしていかなければならないのかと思います。
16番	〇〇のほうでは、一層のこと借りた畑には看板を立てて、ここでソルガムを栽培しますと、うたってもらえばいいかなと。
議長	制度的に言えば、これは中間管理機構が入っているわけですね。まじめに作りますと誰が言うべきか？中間管理機構の代理店は市役所ですが。10年間にしないで、様子を見るように3年位にすればいいと思うが、それだと小沼の農家の人は困るということですね。
10番	市の方で指導はできないのですか？耕作始める頃、産業廃棄物の関係があって、それを心配して農林課でも気にかけていたと思うのですが。
事務局	出来ないことはないと思います。農業委員の皆さんにも目を光らせていただいたりして、必要であれば市も入ることもできますが。
10番	現場を見ていないのでよくわからなかったのですが、うまくやっているのだと思っていました。でもそういう声があるのなら、言うことは言うべきだと思います。
事務局	それならもう手を引くと言われてしまうと困ります。
議長	おが粉の捨て場。産業廃棄物の廃棄場に利用されているような形跡があり、それがまた微妙で。堆肥だと言われればそれまでだし。要らなくて捨てた



	のなら廃棄物ですし。
10番 事務局	産業廃棄物の捨て場にならないようにうまく耕作をしてもらわなければ。 道の駅の拡大や、道路河川課のかわまちの関係でアパートを整備しましたが、これからあそこも色々関わっていく中で、道の駅にいと、時間帯によってはにおいが風にのってきます。そこもこれからは気にかけていかなければいけないと認識しています。
14番	うちの畑の隣が穴の畑でした。おがを入れていて、でもどこかで発酵したおがなんです。肥しといえば肥しですけど、今まで一度も耕作はされてなくて。どんどん穴は埋まっていて、うちの畑もおがの畑になってしまいました。やっていただければ草地や木にならずにすみますが。
議長	おが粉の捨て場なのか？
14番	まだ耕作の段階ではないのかと思って。
11番	手を引きます。となっても困りますが、ある程度はきちんとしてもらわなければ困るということをお話しておかないと、やりたい放題になって、道の駅周辺で色んな開発をする際に、それが障害になっても困ると思いますので、市の方で指導をしていかなければいけないと思います。
15番	作付け計画を出してもらえばいいのでは？そしたらそこでまた話ができると思います。
16番	議案の新規にソルガムと書いてあるので計画を立ててもらって。本当にソルガムを植えてくれて広がってくれればいいと思います。
12番	ソルガムを植えたそのあとの製品化するシステムまでを追わないと。
16番	そうですね。今のところは買い取ってくれるという話です。
12番	〇〇さんが信濃町で畑を探しているということは、水害にもならないし、広い畑もあるからだと思いますが。とにかく水害にさえならなければ、あそこをどうにかしたいです。でも水害になってしまうから。
議長	さてどうしたものか。それでは、市または中間管理機構に指導してもらって、どういう作付け計画をするのか。本来なら事前に計画書を出してもらって審査しますが、話は進んでいるので。市と中間管理機構で指導をしてもらうという意見をつけるとして採決をとります。



議 長	<p>議案第3号「農用地利用集積計画の決定について」条件付きということで原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、議案第3号は原案のとおり条件付きということで決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に報告事項に入ります。</p> <p>報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」お読みいただき、何かご質問があればお願いします。</p> <p>よろしいですか。それでは以上をもちまして、農地議案審議を終了いたします。</p>



以上をもって議事の顛末を記載し、議事録に相違ないことを証明するため署名します。

議事録署名人

議長 松永 晋一

4番 小野沢 純夫

6番 増山 正一